

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

奈良公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良公園事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号

）の一部を次のように改正する。

本則第六号及び第十号に次のただし書を加える。

ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。